

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のご案内

兵庫県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の要請に応じて、営業時間の短縮（時短営業）にご協力いただいた事業者の皆様に対し、協力を県・市町が協調で支給します。

受付は、要請期間が終了した令和3年2月8日（月）以降に開始します。

申請書類・申請方法等については決定次第、ホームページ等で公表します（1月下旬予定）

※申請書類は県民局・県民センター、市町、商工会・商工会議所、金融機関等でも配布します。

※「県による時短要請（1/12～13）」と「緊急事態宣言に基づく緊急事態措置（1/14～2/7）」に関する申請は、一つの申請で受け付けます。

【対象者】 県の要請に応じて時短営業にご協力いただいた店舗を運営する事業者の方

【支給要件】 県が要請する全ての期間において、時短営業（休業を含む）をしていただいた店舗単位に支給します。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。県ホームページよりダウンロードしてください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngennposter.html>



区分	(1) 県による要請	(2) 緊急事態宣言に基づく緊急事態措置
要請期間	令和3年1月12日(火)～13日(水)	令和3年1月14日(木)～2月7日(日)
対象地域	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市	県内全域
対象施設	食品衛生法の飲食店営業許可を受けている ・接待を伴う飲食店(キャバレー、スナック等)、 ・酒類の提供を行う飲食店等(バー、ナイトクラブ、カラオケ店、居酒屋等)	県内全域の、飲食店・遊興施設のうち食品衛生法の飲食店営業許可または喫茶店の営業許可を受けている飲食店 (酒類を提供する店に限定しません)
支給要件	通常午後9時以降も営業している店舗が営業時間を午前5時から午後9時までに短縮した場合に支給	通常午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)に短縮した場合に支給
開業日	1月11日(月)以前に開業していること	1月13日(水)以前に開業していること
支給額	1日あたり4万円/店舗×時短営業日数	1日あたり6万円/店舗×時短営業日数

※特別な事情がある場合は、遅くとも1月18日(月)から時短営業を開始し、2月7日(日)まで連続して時短営業に応じていただければ対象とします。

※定休日は時短営業日数から除きます。但し、コロナ禍で本来営業する日を休業とした場合は対象です。

■申請に係る必要書類（受付開始後、速やかに申請いただけるよう、あらかじめお手元にご準備ください）

- 申請書 申請者本人確認書類（住所・氏名・生年月日が分かるもの）の写し（運転免許証・マイナンバーカード等）
 - 通帳の写し（表紙と見開き1ページ目）
 - 確定申告書又は税務署への開業届（法人の場合は法人設立届出書）の写し
 - 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
 - 従来営業時間が分かる書類（店舗HP・ショップカード・パンフレットの写し、店内表示の写真など）
 - 店頭掲示又は店舗HPに掲示した時短営業告知文の写真又は写し
 - 屋号が確認できる店舗の外観及び内観写真
 - 感染防止対策宣言ポスターを店頭に掲示していることが確認できる写真
- <1.12～1.13の時短要請に係る神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の酒類を提供する飲食店等のみ>
- 酒類を提供していることが分かる書類（メニュー表・お品書きの写真、酒類の納品書・請求書など）

※詳しくは、兵庫県ホームページ「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について」をご覧ください。
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/koronakansenkakudaibousikyouriyokukin.html>

【問合せ先】 ■ 営業時間短縮・協力金コールセンター
TEL : 078-362-9844（平日9:00～17:00）

